

議案第 3 4 号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例(平成 1 8 年北名古屋市  
条例第 1 0 2 号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改める  
必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市  
条例第102号)の一部を次のように改正する。

別表北名古屋市六ツ師松葉児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。